

令和3年度 第1回 小平・村山・大和衛生組合ごみ処理に関する連絡協議会 会議録（要旨）

開催日時	令和3年7月3日（土）午前10時から正午まで
開催場所	小平・村山・大和衛生組合 4・5号ごみ焼却施設 3階大会議室
出席者	<p>地域住民：中島ハイツ自治会、中島町十三番地自治会、富士見台自治会、みどり自治会、松の木自治会、日東自治会、幸町6丁目自治会、幸町団地自治会、西武東大和ハイツ管理組合</p> <p>組織市：小平市、武蔵村山市</p> <p>衛生組合：事務局長、総務課長、業務課長、計画課長、事務局参事</p> <p>事務局：計画課主査3名、計画課主事</p> <p>工事関係業者：川崎重工業株式会社、青木あすなる建設株式会社、株式会社エイト日本技術開発、株式会社前田産業</p>
欠席者	<p>地域住民：中島町一番地自治会、中島町AP自治会、こだま自治会</p> <p>組織市：東大和市</p>
傍聴者	0名
議題	<p>(1) 連絡協議会会長・副会長の選出について</p> <p>(2) 組織市及び小平・村山・大和衛生組合からの連絡・報告について</p> <p>(3) えんとつフェスティバルについて</p> <p>(4) (仮称)新ごみ焼却施設の工事状況について</p> <p>(5) 意見・要望について</p> <p>(6) その他</p>
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度 第1回（第128回）連絡協議会次第 ・小平・村山・大和衛生組合ごみ処理に関する連絡協議会構成員名簿（令和3年度） ・「小平・村山・大和衛生組合のごみ処理事業に関する連絡協議会」設置要綱 ・令和2年度焼却施設維持管理状況一覧表 ・令和3年度焼却施設維持管理状況一覧表 ・えんとつフェスティバルについて ・小平・村山・大和衛生組合工事概要資料 ・小平・村山・大和衛生組合工事説明会資料 ・小平・村山・大和衛生組合工事説明会質疑応答要旨 ・小平・村山・大和衛生組合の概要（令和3年度） ・こもれびの足湯パンフレット
結論	<p>(1) 連絡協議会会長を「中島ハイツ自治会 松原氏」に決定した。また、連絡協議会副会長を「幸町6丁目自治会 木田氏」に決定した。</p> <p>(2) 令和3年第19回えんとつフェスティバルについて、連絡協議会としての意見として中止とすることとし、衛生組合管理者において最終決定する。</p> <p>(3) 次回の連絡協議会の開催時期については、連絡協議会会長及び事務局において本会議の結果を踏まえ決定し、新施設の工事に関する土壌汚染調査などの測定結果を</p>

	<p>次回の連絡協議会に資料として提供する。</p>
審議経過	<p>開会 令和3年度第1回連絡協議会の進め方について (計画課長) 令和3年度第1回連絡協議会の進め方について説明を行った。</p> <p>事務局長あいさつ (事務局長) 令和3年度第1回連絡協議会開催に当たり、あいさつを行った。</p> <p>連絡協議会の概要説明 (計画課長) 「小平・村山・大和衛生組合のごみ処理事業に関する連絡協議会」設置要綱の資料に基づき、説明を行った。</p> <p>自己紹介 小平市、武蔵村山市の担当課長、衛生組合の担当課長及び担当職員、自治会長及び専任者、工事関係業者の順に自己紹介を行った。(事務局長退席)</p> <p>議題(1) 連絡協議会会長・副会長の選出について (計画課長) 「小平・村山・大和衛生組合のごみ処理事業に関する連絡協議会」設置要綱第4の規定により、構成員の中から互選により会長及び副会長を決めることとなっている。立候補される方、推薦される方はいるか。 (地域住民) 私、中島ハイツ自治会の松原が会長に立候補する。 (計画課長) 中島ハイツ自治会の松原氏が会長に立候補された。御異議ない場合は拍手いただきたい。 (出席者全員) ～拍手～ (計画課長) それでは、中島ハイツ自治会の松原氏が会長に選出された。次に副会長であるが、立候補される方、推薦される方はいるか。 (連絡協議会会長) 幸町6丁目自治会の木田氏を推薦する。 (計画課長) 幸町6丁目自治会の木田氏が副会長に推薦された。御異議ない場合は拍手いただきたい。</p>

(出席者全員)

～拍手～

(計画課長)

それでは、幸町6丁目自治会の木田氏が副会長に選出された。これをもって議事進行を会長、副会長と交代する。

議題(2) 組織市及び小平・村山・大和衛生組合からの連絡・報告について

(連絡協議会会長)

組織市及び衛生組合から連絡・報告事項について説明をお願いします。

(小平市)

令和2年度から更なるごみ減量に向け、ペットボトルの回収をセブンイレブンと協同して、セブンイレブンに回収機を置いて、市民の利便性の向上等環境配慮に努めた。

また、ごみの組成分析を行ったところ、可燃ごみのうち2割程度が可燃性の資源物が含まれていることが判明した。その内訳を分析したところ、紙ごみが多いことが判明した。紙ごみについては、ごみの分別において、雑紙に分別している。可燃ごみではなく、資源物として出すことでごみの量を減らすことができるため、毎年9月に発行しているごみ収集カレンダーに今年度は雑紙袋を挟み込む予定をしているので、雑紙について資源物として出していただくよう引き続き御協力をお願いします。

(武蔵村山市)

令和3年7月から事業系のごみ処理手数料を排出事業者、収集事業者等に周知を行った上で、25円から38円に改定を行った。

家庭ごみの有料化については、令和3年3月に素案を策定し、同年4月から市民説明会及びパブリックコメントを実施した。素案における家庭ごみの有料化の対象品目は、可燃ごみ、不燃ごみ、容器包装プラスチック及びペットボトルとしており、市民説明会及びパブリックコメントにおいては、色々な意見が出されたことから、今後、当該意見を計画にどのように反映させるかを検討している。

なお、計画については、令和3年10月頃を目途に決定し、公表する予定である。

また、家庭ごみを有料化するには、条例改正する必要があることから、令和4年10月の実施の準備等を踏まえると、令和3年12月には行う必要があり、進捗状況等について、適宜、連絡協議会に報告する。

(衛生組合業務課長)

焼却施設の稼働状況について、当組合の広報えんとつやホームページで周知しているが、新しいごみ焼却施設の整備に伴い、3号ごみ焼却施設が、令和2年12月末に運転を終了した。現在は、4号炉、5号炉の2つの焼却炉で焼却処理を行っている。そのため、すべてのごみを衛生組合で処理できないことから、今年度から令和7年9月までの間は、小平市、東大和市及び武蔵村山市から発生する可燃ごみの一部を多摩地域の他の市町村等のごみ焼却施設で処理といった広域支援をお願いしている。

焼却施設の維持管理状況について、配布した資料のとおり令和2年度については、1年間の実績、令和3年度については、5月までの実績となっている。ダイオキシン

類測定については、焼却施設の各所から採取した測定結果である。次に、焼却施設管理について、処分した廃棄物は各焼却炉で焼却処理をした量、ダイオキシン類の発生防止のために維持しなければならない温度、排ガス中の一酸化炭素濃度、冷却設備及び集じん器に堆積したばいじんの除去を行った日、硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素、窒素酸化物及び水銀については、排ガス中に含まれる物質を定期的に測定したデータである。いずれの数値も国の定めた基準値内での結果となっている。

引き続き、安全操業に努めていくので、今後ともよろしく願います。

(地域住民)

集じん器の流入ガスの温度について、燃焼温度や集じん器の中の温度や出口の温度は測定していないのか。

(衛生組合事務局参事)

焼却炉の燃焼室において、温度を測定している。燃焼室出口ガス温度が燃焼温度である。また、集じん器の中の温度と集じん器に流入するガスの温度がほぼ一致しており、集じん器の入口付近で測定を行っている。

(地域住民)

電気集じん器を使用すると、ダイオキシン類の濃度が上昇するケースがあると思うのだが、その影響はどうなっているのか。

(衛生組合事務局参事)

当初のごみ焼却施設では、電気集じん器を使用していたが、その際は電気集じん器の入口が約300度であった。

ダイオキシン類については、約300度付近で、高温で分解したダイオキシン類が再合成される可能性があることが判明した。平成14年から平成15年にかけて、電気集じん器をバグフィルターに取替えを行い、現在は、電気集じん器は使用していない。また、国の基準においても概ね200度とあり、衛生組合としても約187度前後で操業している。

(衛生組合計画課長)

例年8月の第1土曜日に小平市で行われている灯りまつりについて、こもればの足湯が一つの会場となっているが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から中止となった旨、実行委員会から連絡があったことから、報告する。

(連絡協議会会長)

武蔵村山市の事業系のごみ処理手数料について、もう少し詳細に説明いただきたい。

(武蔵村山市)

事業系のごみ処理手数料について、事業所が衛生組合でごみ焼却する際の1キロ当たりの処理手数料を25円から38円に改定したものである。リサイクルする料金よりも、焼却する料金が低いことで、リサイクルする動機づけが図れないことも考慮し、手数料の設定を行った。

(連絡協議会会長)

小平市のごみの出し方なのだが、和菓子などの下敷の紙製に少しでも汚れがあった場合は可燃ごみで出しているのだが、衛生組合に確認したところ、紙で汚れをふいて

資源物で出してよいとの話があり、可燃ごみと資源物どちらで出せばよいのか。

(小平市)

紙製の下敷や弁当などの容器包装プラスチックについては、汚れたままで出すのであれば、可燃ごみとなる。しかし、紙製であれば軽く汚れを拭き取ったり、容器包装プラスチックであれば水などで汚れを洗い流した場合は資源物として出すことができる。どこまで汚れを落としたら資源物として出してよいかといった判断基準については、線引きが難しいため、ある程度汚れを落とさせていただいたのであれば、資源物として出してよいと御理解いただければと思う。

(連絡協議会会長)

家庭によって、どこまで汚れを落とせば資源物として出せるのかなど判断に迷うと思われるので、わかりやすい案内に努めて欲しい。

(小平市)

市民にわかりやすいごみと資源物の出し方について、引き続き周知に努める。

(地域住民)

新しいごみ焼却施設の稼働までの間、他の市町村等のごみ焼却施設に可燃ごみの処理をお願いしているとのことだが、新しいごみ焼却施設が稼働した際には、他の市町村等のごみ焼却施設に運搬している収集車が衛生組合にごみを運搬することになるのか。

(衛生組合業務課長)

そのとおりである。4・5号炉の2炉で現在操業しているが、設備点検などで1炉操業となった場合などには、衛生組合で可燃ごみを処理することが困難なため、他の市町村等のごみ焼却施設に可燃ごみの処理をお願いしている。新しいごみ焼却施設が稼働した際には、衛生組合内で3市の可燃ごみを処理することが可能となることから、広域支援先に運搬している収集車は衛生組合にごみを運搬することとなる。

(地域住民)

資料では、昨年度の月平均のごみ処理量は約5千トンとあるが、衛生組合で処理しているのは可燃ごみだけか。

(衛生組合業務課長)

衛生組合では、不燃・粗大ごみについても処理を行っている。資料は焼却施設に関するものであり、昨年12月までは3炉、1月以降は2炉で可燃ごみの焼却処理を行った。

(地域住民)

今年度では、月平均のごみ処理量は約4千3百トンとあるが、1炉の稼働がなくなると3分の1減少するのではないのか。

(衛生組合業務課長)

ごみ量にも左右されるところもあるところだが、令和3年4月から他の市町村等に可燃ごみの処理をお願いしており、令和3年4月は約1千300トン、同年5月は約800トンを処理いただいたところであり、昨年度の月平均とそこまで処理量に変化はない。

(地域住民)

他の市町村等のごみ焼却施設にどういった割合でお願いしているのか。

(衛生組合業務課長)

割合ではなく、衛生組合において最大限処理し、処理の状況を踏まえた上で、小平市の北東地域を柳泉園組合で、南東地域をふじみ衛生組合で、武蔵村山市全域を西多摩衛生組合で令和3年度は処理をお願いしている。なお、小平市中島町などの西側地域及び東大和市全域については、衛生組合で処理を行う計画である。

(地域住民)

他の市町村等へのごみ焼却施設にごみの処理をお願いしている間、松の木通りの収集車の交通量が少なくなっているのだが、新しいごみ焼却施設が稼働した後は、交通量が増加することになるのではないか。

(衛生組合事務局参事)

令和3年3月までは、3市のごみを衛生組合で処理を行っており、その際の収集車の交通量に戻るようになる。

(衛生組合業務課長)

令和3年4月から他の市町村等のごみ焼却施設にお願いしているが、6月は3市のごみを衛生組合で処理を行った。

(地域住民)

武蔵村山市で事業系のごみ処理手数料について、減量化を促す観点から改定したとのことだったが、ここ数年の事業系のごみ処理量の推移はどうなっているのか。

(武蔵村山市)

10年前と比較すると事業系ごみは増加となった。令和元年度では右肩上がりの増加であった。また、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響からごみ量は減少した。なお、ごみの量が増加したため、ごみ処理手数料を安易に改定したのではなく、武蔵村山市のごみ処理基本方針である一般廃棄物処理基本計画において、「事業系ごみ処理手数料の適正化」を掲げており、更に第六次行政改革大綱においても「手数料の見直しに取り組む」としており、受益者負担の適正化を図ることを目的の一つとし、色々な角度から検討した結果、リサイクルを促せるような金額に改定した。

議題(3) えんとつフェスティバルについて

(連絡協議会会長)

えんとつフェスティバルについて、衛生組合から説明をお願いします。

(計画課長)

えんとつフェスティバルの資料に基づき、えんとつフェスティバルの概要、地域住民の役割、新型コロナウイルス感染症の感染拡大している中での開催に当たっての留意事項、新ごみ焼却施設工事中におけるイベント開催スペースについて説明を行った。

(連絡協議会会長)

衛生組合周辺住民としては、ビックイベントであり、大変楽しいものであるが、こ

こ数年開催できていない状況にある。また、新しいごみ焼却施設の工事期間中ということもあり、会場のスペースが例年よりも狭いようである。例年の開催時期である10月ではなく、もう少し遅い時期に開催するのも手段ではあるが、何か意見等はあるか。

(地域住民)

非常ににぎやかでよいイベントであり、実施できるのであれば実施した方がよいが、今の情勢を考えると実施するのは難しいと思われる。

(地域住民)

新型コロナウイルスワクチン接種が順次行われているが、リバウンドの懸念もあり、将来の見通しが立たない中、中途半端に時期をずらして開催するといった判断をするのではなく、今年度は中止し、来年度に状況を踏まえて開催した方が安全であるように思われる。

(地域住民)

オリンピックの開催などを考えると、状況が悪化する方向性が高いように思われるので、今年度は中止とした方がよいと思われる。

(地域住民)

中止とした方がよいと思われる。

(連絡協議会会長)

今年度のえんとつフェスティバルについては、連絡協議会としては中止という意見とし、衛生組合管理者に最終決定していただく。

議題(4) (仮称)新ごみ焼却施設の工事状況について

(連絡協議会会長)

(仮称)新ごみ焼却施設の工事状況について、衛生組合から説明をお願いする。

(事務局参事、計画課主査)

小平・村山・大和衛生組合工事概要資料、小平・村山・大和衛生組合工事説明会資料及び小平・村山・大和衛生組合工事説明会質疑応答要旨に基づき、現在の新ごみ焼却施設の工事状況及び令和3年4月24日に行った工事説明会の質疑応答について説明を行った。

(連絡協議会会長)

説明について、質疑等はあるか。

(地域住民)

質疑応答要旨の質問6の水質調査と土壌汚染調査の工事中と工事後の調査については、工事開始前に実施するため、実施しないということか。

(衛生組計画課主査)

土壌汚染調査については、工事開始前に実施する予定である。3号ごみ焼却施設は、内部の設備を高圧洗浄した上で、解体工事を進めていく。土壌汚染が基準値を上回っている場合は、建物を解体しなければ対策をとることができないため、順をおって進めていく。

水質調査については、土壌汚染調査の結果により調査の実施の有無を判断することとなる。なお、10メートルよりも地下水が深いところにある場合は、法令により調査は実施しなくてもよいことから、調査を実施する予定はない。

(地域住民)

地下水の調査であるが、10メートルよりも地下水が深い場合は実施しなくてもよいという法令の適用は、衛生組合にも適用されるのか。

(衛生組合計画課主査)

そのとおりである。

(地域住民)

地下水が汚染された場合は、自然の力できれいな状態に戻すには、300年以上かかる見込みとのことである。衛生組合としては、地下水が汚染されることに留意した対応をする考えはないということか。

衛生組合の南側には玉川上水があるが、衛生組合に加え、立川の清掃工場もあり、その2つのごみ焼却施設から汚水が流れているものと考えられる。(仮称)新ごみ焼却施設の工事の説明を踏まえると、玉川上水への汚水の汚染に関して、衛生組合では留意されていないように見受けられる。

また、ごみピットの下に汚染防止のための防水層は設けているのか。

清掃工場があることから、ばいじんが降ってくることは理解しているとともに、以前よりも量が少なくなっていることも理解している。

しかし、今まで、衛生組合から建設工事に当たり、水や土壌に関する説明がなかった。工事着手前に調査を実施したことから、その後に調査を実施しなくてもよいということはないと思われる。衛生組合の地下水は汚れているのではないかと考えている。仮にごみピットの下に防水シートを張っていたとしても、穴が開いては防水の効果が発揮されないことになる。中島町の子どもや畑などに影響を受けることにもなり、大変危惧している。長野県にある塩尻では、風光明媚である一方で、日本で最も地下水が汚れており、人の手では汚れを戻すことができないような街になってしまった。小平市も塩尻と同様に汚染された街になって欲しくない。

そのため、定期的にボーリング調査を実施するなど色々な手法があると思われるが、小平市には特に玉川上水が汚染されていないか定期的に調査を実施していただきたい。

(衛生組合事務局参事)

土留壁について、遮水を含めて30メートルほど施工するため、直接、玉川上水の水脈に影響がないように行う予定である。ごみピットからの地下水への汚染についても、コンクリートを施工し、玉川上水の水脈に影響がないように行う予定である。

解体工事について、東京都に必要な届け出を行った上で着手し、汚染についても留意して施工を進めていく。

(地域住民)

コンクリート施工をしたことにより、玉川上水への汚染を失くすことができるのか。地震や地盤のストレスなどもあり、コンクリートが割れた場合はどうするのか。コン

クリートであっても汚染は浸透するのではないか。コンクリート施工であっても、玉川上水への汚染を失くすことはできないと思われる。衛生組合は見た目に限って判断しているように見受けられる。見た目だけでは判断が難しいことから、工事前だけでなく、工事中及び工事後にも調査が必要だと考えられる。

(衛生組合計画課主査)

(仮称)新ごみ焼却施設の工事ではなく、現有施設の焼却炉や床洗浄などの維持管理に用いている地下水からくみ上げた井戸水に関する水質調査については、年2回実施しており、また、東京都の実地調査もある。なお、当該調査の結果については、基準値を超えるような数値は出ていない。

(地域住民)

井戸水に関する水質調査の結果については、組合ホームページなどで公表されているのか。

(工事関係業者)

現状の地下水が汚染されているのか、工事中に地下水が汚染されるのか、工事が完了した後の地下水が汚染されているのか、新しいごみ焼却施設を操業中に地下水が汚染されているのかといった質問かと思われるが、現状では調査をしている段階にある。

国の法律では土壌汚染対策法があり、東京都では環境確保条例があるのだが、調査する区画を決め、土壌が汚染されていないかを分析する。分析をした結果、土壌が汚染されていれば、当該区画が汚染されていることが指定され、土壌汚染対策法において、土地を改変する際には、東京都に届出を行う必要が生じる。それに伴い、当該区画について、どういった事由で汚染されているかについて公表される。その後は、土壌汚染対策法に基づき、工事を施工していかなければならなくなる。

なお、衛生組合の新ごみ焼却施設の工事において、汚染された土壌の取扱いは、除去することになる。一般的には封鎖や溜めておくなどになるのだが、工事を行っていることから、汚染された土壌は全て除去する必要がある。除去した後に土壌が汚染されていないかを判断する手段としては、地下水の水質調査となる。そして調査した結果、汚染が確認されなければ、汚染されていないことが公表され、工事着手が解除される。基本的には、土壌調査は工事前に行い、汚染されていれば除去し、汚染の状況をクリアした後に工事を着手することになる。

(地域住民)

撤去工事をした後であっても、新設工事をする前に調査を実施すると思われるが、工事を実施した後にどうなるかとの質問の主旨の回答になっていないように思われる。

(工事関係業者)

工事を実施する前には改変を除き、必ず順番に調査を実施している。

(地域住民)

いつ調査を実施しているのか。

(工事関係業者)

現在、調査を行っている。

(地域住民)

当該調査の結果はいつ頃出るのか。

(工事関係業者)

調査結果については、調査の実施の都度出ており、また、東京都にも調査結果を報告し、指示を仰いでいる。仮に土壌が汚染されていた場合は、当該土壌の除去を行い、土壌の汚染状況を確認するため、地下水の水質調査を行う。現在、衛生組合で地下水の水質調査を実施していないのは、土壌が汚染されていないことから、行っていない。

(地域住民)

調査を実施し、仮に土壌や地下水が汚染されていた場合に、地域住民が知り得ないうちに土壌対策が行われることがあるのではないかと。

ボーリング調査などについて、いつ頃実施し、その分析結果がどのようにされ、いつ頃公表されるのかが知りたい。

(工事関係業者)

少なくとも、土壌汚染対策法に基づき、土壌が汚染された場合は、当該汚染された土壌の区画について、東京都のホームページに公表される。現在行っている調査について、公表されていないのは、土壌が汚染されていないことになる。

(地域住民)

いつ頃結果は出て、公表されるのか。

(地域住民)

衛生組合では、40年以上ごみ焼却施設を操業し、現在、新しいごみ焼却施設を建設するため、既存の3号炉ごみ焼却施設を解体している。解体した土地を改変する場合には、土壌調査を実施し、汚染状況を確認するといった手順を踏んでいると思われるが、その一連の調査結果を土壌の汚染の有無に関わらず、衛生組合が何らかの方法により公表し、地域住民や連絡協議会で確認できればよいのではないかとと思われる。仮に何かしら影響があるのであれば、衛生組合に土壌対策について考えていただく必要があると思われる。

(連絡協議会会長)

衛生組合に土壌調査や水質調査の結果を何かしらの方法により、公表いただくということによろしいか。

(地域住民)

今まで土壌調査や水質調査の結果が公表されていなかったもので、それを地域住民が知り得るように公表いただければよいと考えている。

(衛生組合事務局参事)

調査の結果により、基準値を超えた場合は、組合ホームページに公表するが、調査した結果、基準値を超えていない場合や当該調査に係る対応について、組合ホームページに掲載するだけでは、地域住民の方にとってはわかりにくいこともあると思われるので、何かしら対応方法を検討し、連絡協議会においては、適宜、報告する。

(地域住民)

調査した結果、基準値以内であったことを報告いただけるだけでも、地域住民にと

っては安心できるので、よろしくお願ひしたい。

(地域住民)

ごみピットの下の汚染防止については、コンクリート施工するので問題ないという認識でよいのか。

(地域住民)

ごみピットの周辺に遮水壁を設置するので問題はないのではないのか。

(地域住民)

遮水壁だけでは、汚染水を防止することはできないと思われる。地下水に流れる水に汚染水が流入すると思われる。

(工事関係業者)

衛生組合では、主に可燃ごみを処理している。可燃ごみは焼却することが一般的な処理方法であり、可燃するに当たり、一時的にごみピットにごみを溜めるが、排出されたごみ中に有害物質が混入されていない限り、その中に有害物質は含まれていないと考える。

ごみピットは深いところにあることから、地下水に汚染が流入する懸念があると思われるが、ごみの加重を含め、底盤は厚い仕様となっているため、表面のクラックなどのひび割れがあったとしても、構造的にごみから発生する汚水がコンクリートに浸透して、地下水に流入する恐れは基本的にないものとする。

(地域住民)

コンクリートにはもともと、空隙があるため、水は浸透するものである。そのため、汚水の浸透を防ぐために、ごみ防水シートを張ることや緩衝帯を造ることが一般的であり、コンクリートを2メートル施工したからといって、浸透しないという保証はないと思われる。

豊洲市場においても、土壌汚染問題があり、汚染された土壌及び地下水が雨水などで上がってくるといった、衛生組合とは若干ニュアンスが異なるが、同じような問題が発生する恐れは払拭できないと思われる。

(工事関係業者)

豊洲で扱われていたのは、有害物質であり、衛生組合で扱うのは可燃ごみのため、有害物質ではない。

(地域住民)

可燃ごみであっても、ダイオキシン類はあるのではないのか。

(工事関係業者)

可燃ごみの中には、ダイオキシン類は含まれない。ダイオキシン類は、可燃ごみを焼却処理した過程で発生するものであり、主に排ガス中などに含まれる。

(地域住民)

塩素が出ているのではないのか。

(工事関係業者)

ダイオキシン類は、ごみを燃やした際に発生するものであり、燃やしていない状態のごみの中にはダイオキシン類は基本的にないと考えていただきたい。

(地域住民)

個体の状態で全くダイオキシン類がないとは言い切れないのではないかと。

(工事関係業者)

ダイオキシン類が濃度的にゼロであると言い切ることはできないかもしれないが、基本的にはないと考えていただきたい。

(地域住民)

衛生組合で約40年間操業していたのであれば、ダイオキシン類は蓄積されているのではないかと。

(工事関係業者)

3号ごみ焼却施設のごみピットについては、解体撤去し、その後にコンクリート施工した新しいごみピットの中へごみを貯留する。解体撤去する建造物にダイオキシン類が含まれているかということと、土壌中にダイオキシン類が含まれているかは切り分けて考えていただきたい。

(地域住民)

土壌の中に今まで蓄積されたダイオキシン類は残存するのか。

(工事関係業者)

ダイオキシン類が残存するのかについては、土壌調査により、ないと判断されれば、土壌にはダイオキシン類がないと判断される。

(地域住民)

ダイオキシン類が土壌にないように思えない。

(工事関係業者)

土壌の調査分析を行い、ダイオキシン類があれば、改変することになり、ダイオキシン類がない場合は、それをもって工事を進めていくことになる。

(地域住民)

小平市中島町の付近には、衛生組合に加え、立川の清掃工場もある。ばいじんといったリスクがある上に、土壌汚染や水質汚染といった問題が重なると、より大変な思いを背負うことになるので、短期的な視点ではなく、今後も住みやすい状況になるように長期的な視点という主旨で述べさせたものである。

(工事関係業者)

小平市中島町付近に2つの清掃工場があることは承知している。一方で、ごみピットから汚水が漏れること、その汚水の中にダイオキシン類が含まれているのではという可能性は極めて低いと思われる。

(地域住民)

空隙から汚水が浸透するのではないかと。

(工事関係業者)

空隙から汚水が浸透するかの可能性としては、ゼロではないが、ないように十分な厚みで施工する。また、浸透した汚水の中にダイオキシン類が含まれている可能性は、ほぼゼロである。2つの視点から土壌への汚水の浸透はないと考える。

ごみピットから、ダイオキシン類や有害物質が地下水に流れるといった懸念はない

と思われる。

(地域住民)

ダイオキシン類や有害物質が地下水に流れないことは確約できるのか。コンクリート施工であれば、空隙が伴うので、地下水に浸透しないとは確約できないと思われる。浸透水が地下水に流れる場合に、ごみ防水シートを張ったり、綱を張ったり、アスファルト施工することをするとと思われるが、アスファルト施工をしたとしても空隙は生じる。

(工事関係業者)

ごみピット内のごみから汚水が発生するが、汚水はピット底を流れてごみ汚水槽に貯まり、それをごみと共に焼却処理する計画である。

(地域住民)

構造上はそのような仕様になっているのかもしれないが、コンクリートだけの施工では、浸透は止めることはできないと思われるので、分析調査を丁寧に実施した上で、工事を行っていただきたい。

(連絡協議会会長)

この議論については、調査結果などを踏まえないと議論を進めていくことは難しいことから、次回以降の連絡協議会で調査結果が出たところで、議論することとしたい。

(地域住民)

いつ頃までに調査結果を示せるかを本日示していただくことでも構わない。

(連絡協議会会長)

それでは、開催時期については、調整するが、次回の会議に調査結果を踏まえた内容を議論することとする。

(地域住民)

ダイオキシン類はごみを燃やした際に発生するもので、ダイオキシン類を煙突から出る前にどこかで収集して保管することを行っているのか。

(工事関係業者)

ダイオキシン類はごみを燃やした際に発生し、ガス状と粒子状の2種類の性状で存在する。排ガス中に含まれるダイオキシン類は、ろ過式集じん器で捕集される。具体的にはバグフィルター入口で排ガス中に消石灰と共に活性炭を噴霧し、バグフィルターのろ布の表面で活性炭によりダイオキシン類は捕集される。バグフィルターのろ布には、数分おきに上からエアーを吹き込み、下にダイオキシン類を含んだ飛灰を払い落とす。

(地域住民)

バグフィルターに貯まったダイオキシン類を含んだ飛灰はどこかに保管するのか。

(工事関係業者)

飛灰は、日の出町の最終処分場に運搬して処理を行う。

(地域住民)

バグフィルターで捕集した飛灰が何らかの形で地下水に流入することはないのか。

(工事関係業者)

地下水に流入することはないと考える。床清掃に使用した水については、排水処理を行い、場内で再利用する予定である。

(地域住民)

収集したごみを搬出したごみピット内でダイオキシン類が発生して、地下に流入することはなく、ごみから発生するものとしては、鉛等が出るかもしれないが、基本的に鉛等についても発生することは極めて低いということか。

(工事関係業者)

鉛等が発生したとしても、法令で定まった基準値以下になると思われる。

(連絡協議会会長)

それでは、様々な意見等が出たところだが、それらと調査結果を踏まえて、次回の連絡協議会で議論することによろしいか。

(地域住民)

連絡協議会の開催頻度は2か月に1回とのことなので、次回の会議の際に示していただくようお願いする。

(連絡協議会会長)

それでは、次回の会議までに衛生組合に用意いただき、会議の開催時期については、事務局と調整の上、開催の案内をする。

議題(5) 意見・要望について

(連絡協議会会長)

今までの議論を踏まえ、何か意見・要望等はあるか。

(地域住民)

現在、新しいごみ焼却施設の建設工事を行っていることから、松の木通りに工事用車両の通行が多くなっているため、見通しが悪い道路などについて、注意して走行するように衛生組合から注意喚起いただきたい。

(地域住民)

右折して松の木通りに入る入口が特に見通しが悪いので、交通事故が起きないように大型車だけ一旦停止するなど何か特別な取扱いをすることはできないのか。

(衛生組合事務局参事)

具体的な場所について、会議の後にお示しいただきたい。

(地域住民)

承知した。

(衛生組合事務局参事)

工事用車両については、適宜スピードの出し過ぎ等があった車両について注意を行うとともに、基本的な交通ルールを守るように注意喚起を行っているが、何かお気づきなことがあれば、御連絡いただきたい。

(連絡協議会会長)

一時停止の箇所を増やしてもらいたい要望か。

(地域住民)

小型車であっても、スピードを法定速度以上に走行している車両があるため、大型車両と仮に衝突した場合に、大型車両が安全走行していても、過失割合の比重が大型車両に偏る可能性が高いため、大型車両に責めがないようにするために話させていた
だいた。

(連絡協議会会長)

これにて、令和3年度第1回連絡協議会を閉会する。